

令和7年度 新潟市住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 Q & A

一般事項について

ver.2025.3.26 環境部環境政策課

No.	質問	回答
他補助金との併用について		
1	昨年度（R6年度）に実施した「新潟市住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業」と違いはありますか。	補助内容に変更はないですが、提出書類などは以下の変更をしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票は引越後のものが有効 ・納税証明書は令和7年度のもものが有効 ・新築に限り着手前写真は更地または工事中の家の写真で可 ・受付開始日以前に提出された書類は、受付開始日として扱う
2	R4年度に実施した「新潟市住宅用再生可能エネルギー導入促進事業」や、R5、6年度「新潟市住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業」で既に補助を受けていますが、今回も申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請できますが、過去に交付済みの設備は申請することができません。（以前太陽光を導入し、今回蓄電池を導入することは可能） ・今年度に本事業で交付対象になった方も、対象設備が異なり、かつ予算上限に達していない場合、本年度中に改めて申請することができます。
3	H21～27年に実施していた本市の事業（太陽光、エネファーム補助）で既に補助を受けていますが、今回も申請できますか。	申請できます。
4	過去に新潟市健幸すまいリフォーム助成事業、空き家活用推進事業の助成を受けていますが、申請できますか。	申請できます。
申請書類について		
5	申請書類はどこで入手できますか。	市ホームページからダウンロードにご協力をお願いします。 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/datutanso/shien/saiene2025.html
6	申請書類に不足等があった場合はどうなりますか。	申請者本人または代行申請者の方に後日連絡しますので、すみやかに不足書類の提出をお願いします。
7	申請を取り下げた場合、書類の返却は可能ですか。	申請書類は返却しませんので、写しをお取りください。
8	申請者と申請に関わる添付書類に記載の名前が違いますが、問題ありませんか。	申請に関わる添付書類（「領収書」等）は、全て同一人である必要があります。ただし連名で本人が含まれていれば構いません。
9	補助対象設備に係る単独の領収書ではなく、他の工事と合算されたものでもいいですか。	他の工事と合算された領収書のほかに、領収書内訳で当該対象設備の項目が確認できれば実績報告に必要な書類として扱います。
10	カード払いで対象設備を設置したいため、領収書が発行できないのですが。	代金の支払いを証する必要があります。工事請負業者にもご相談のうえ、代金受領が分かる資料の提出をお願いします。
11	新築物件で、領収書に太陽光以外が含まれるがどうしたらよいか。 （領収書が額面2,000万円だが、そのうち太陽光は100万円）	以下のいずれかによる対応をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・領収書に手書きで「太陽光発電設備〇万円を含む」と書いた写しを提出 ・総額の領収書の写しを添付し、見積書など太陽光の内訳が分かる書類を添付
12	領収書は新築ローンの領収書相当書類でも構いませんか。	以下の書類があれば領収書に代わる書類として認められます。 ①施工者の請求書など ②銀行 → 施工者へのローン支払い書
13	写真の撮影の仕方では気を付けるべきポイントはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・設備設置前と設置後の写真が容易に比較できるように、同じ角度で撮影してください。 ・太陽光発電設備の屋根面の写真については、パネルの配置や枚数が確認できるように、設置するすべての屋根面の写真を撮影してください。 ・パワコン等の型番の撮影の際に、JETPvm認証マークなどの撮影も必要です。

申請の流れについて		
14	申請受付開始前に郵送・持参した場合、受け付けしてもらえますか。	混雑回避のため、令和7年度の申請書書式であれば受領します。ただし事前に受領したのも、開始日受付扱いとなります。（開始前に提出しても審査期間が短くなったり、抽選で有利になることはありません） なお、昨年度の月別申請状況をホームページに掲載していますので参考にしてください。
15	窓口申請、郵送のいずれの申請が確実ですか。	予算が上限に達するまではいずれの方法も変わりはありませんが、郵送の場合は、簡易書留などの到達確認ができる方法を推奨します。
16	各対象設備の予定件数に達した場合には、そこで受付は終了するのですか。	はい、それぞれの対象設備の予定件数または予算上限額に達した時点で受付を終了いたします。なお、予定件数に近くなった場合には、ホームページ等でお知らせします。
17	交付決定がいつ出るか教えてください。	申請書を受領してから約2週間程度で交付決定を行う予定としております。（受付開始日からGWあとは混み合うため3週間程度） 交付決定日を早めてほしいなどの要望はお受けできませんのでご了承ください。
18	指定の日までに補助金を振り込んでほしいのですが。	あらかじめ補助金の振込日をご指定いただくことはできませんのでご了承ください。
19	都合により交付決定後に申請を取り下げたいのですが、どうしたらよいですか。	「廃止承認申請書（別記様式第3号）」を提出する必要がありますので、市にご相談ください。
20	対象設備の設置工事について、契約と支払いが済んでいますが申請できますか。	工事着手前であれば申請できます。領収書や工事代金受領に係る確認書類等に工事前の支払である旨（「契約時金」など）を明示してください。
21	単独の設備で補助金を申請した後、別の設備も導入することにしました。補助金の申請はできますか。	予算額を超過していなければ申請できます。 なお、増額ではなく別の申請として取り扱うため、改めて新規に交付申請から行ってください。
住宅の要件について		
22	店舗併用住宅は申請できますか。	申請時に図面で住宅の床面積の過半が住居の用に供されていることが確認できれば補助金交付の対象となります。
23	これから新築する予定の住宅は申請できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅でも申請可能です。 ・補助金交付決定日以降に設備の設置工事に着手し、実績報告書の提出期限までに新築工事と設備の設置工事、住民票の異動・発行を完了してください。（居住の確認のため、必ず必要です）
24	申請者が当該設備を設置する住宅に居住していない場合は補助対象となりますか。	補助要件を満たしていないため補助対象外となります。 ※「設備の導入を行う住宅が自らが現に居住する住宅である場合」が対象となるため、居住していない場合には補助対象外となります。なお、居住しているかどうかは納税証明書または住民票で確認します。
25	二世帯住宅で電気系統を別にしており、同一の住所に複数の同種設備を設置する場合の考え方について教えてください。	1の住宅につき同種設備は1つまでです。 申請者の契約している電気に対し設備を設置してください。
26	共同住宅は対象になりますか。	対象外です。
27	対象設備が既に設置されている建売り住宅を購入する場合も対象になりますか。	対象外です。 補助金の交付決定を受けてから新たに対象設備を設置する方を対象としています。
28	店舗併用住宅において、店舗部分で使用するための設備を設置する場合は対象になりますか。	住居部分とそれ以外の部分で電灯契約が別になっている場合、店舗部分のみで使用する設備は対象外です。電灯契約が1の場合、専ら居住の用に供する部分に使用するための設備は対象になります。

申請者の要件について		
29	単身赴任をしている夫名義で工事契約を行い、妻が省エネ対策を実施する建物に住んでいます。夫が申請者となり補助金を申請できますか。	申請者の住所が実績報告書提出までに当該住宅に住民票を移していることが確認できなければ補助金交付の対象となりません。ただし、夫の承諾を得て妻が申請し、申請に関わる添付書類（「領収書」等）も妻宛てであれば補助金交付の対象となります。
30	補助対象設備の設置業者が市内業者でない場合には、補助金は受けられませんか。	<ul style="list-style-type: none"> 対象外です。 申請者は市内事業者に発注してください。実績報告時の領収書で市内業者であることを確認します。 例：申請者が市内のハウスメーカーと契約し、申請書及び領収書とも市内のハウスメーカーを記載
31	市外のハウスメーカーで、下請負業者が市内施工者の場合は補助対象となるか。	補助要件を満たしていないため補助対象外となります。元請負業者様が市内である必要があります。
32	申請者（建物所有者）が単身赴任中で住民票が市内の設置住所にありません。この場合は、補助は可能ですか？	所有をしても市外に住民登録があるため申請はできません。ただし、申請者親族が設置住所に居住している場合、その親族を申請者とし、所有者から同意を得てかつ申請に関わる添付書類（「領収書」等）をその親族宛にすることで申請が可能です。
33	市内営業所等に住宅展示場は含まれますか？	含みます。
対象設備の要件について		
34	複数の設備の補助金を申請することはできますか。	<ul style="list-style-type: none"> 各設備の補助要件を満たしていれば可能です。 例：太陽光発電設備＋エネファームなど。 予算が超過していない場合、複数設備を時期をずらしての申請も可能です。申請は変更でなく新規の交付申請としてください。 例：4月に太陽光発電設備申請、5月に蓄電池を別途申請
35	既に設置してある設備を交換する場合は対象になりますか。	対象になります。ただし、既存設備を撤去したことが確認できる写真等を合わせて提出してください。また、既存設備の一部（パソコン、給湯ユニット等）を再利用する場合は対象外となります。
36	既に対象設備を設置してしまいましたが、申請できますか。	補助金交付決定前に設置工事に着手した設備は対象外です。
37	補助金の交付決定通知以前に補助対象設備の設置に係る配管工事や配線工事を行っても補助金の交付は受けられますか。	設備本体（太陽光パネル、パワーコンディショナ、定置用蓄電池、V2H、エネファーム）の据付け工事の着工日が交付決定通知日以降であれば、補助金交付の対象となります。架台取付金具の設置工事や配線工事等の関連工事は先に着手していても構いません。
38	対象設備を申請者が用意し、取り付けのみ市内業者が行う場合は対象になるか。	取り付け工事を発注する業者の営業所等が市内にあれば対象とします。設備本体の発注先は問いません。
39	交付申請時の見積もり業者と、実績報告時の実際の施工業者が違う場合はどうなるか。（申請後、複数社に見積もりを取った場合など）	申請可能です。 <ul style="list-style-type: none"> 実際に施工する事業者が市内事業者等である必要があります。市外事業者の場合は補助金交付決定を取り消します。 手続き代行を行う場合、実績報告書には契約した事業者（実際施工した事業者）を記載してください。 見積書の再提出は不要です。
40	交付希望書や申請書は申請者本人が手書きする必要がありますか？ 代理人がWordに記載しても良いですか？	申請者の手書きは不要です。（Wordにパソコンで入力OK） 代理人が記載する場合は、申請を行うことや、補助金の注意事項などの説明や確認を申請者に実施したうえで行ってください。
41	納税証明書（市制度用）は、引っ越したばかりだと発行できませんか？	1月1日以降住民票が現在新潟市に移動してあれば、発行できます。（※新潟市制度用に限る。「未納はありません」と表示される）

令和7年度 新潟市住宅用再生可能エネルギー等導入促進事業 Q&A

対象設備について

ver.2025.3.26 環境部環境政策課

No.	質 問	回 答
太陽光発電設備について		
1	賃貸住宅のオーナーですが、屋根に太陽光発電設備を設置して、賃貸住宅の電気に利用する場合は補助対象になりますか。	対象外です。
2	自分の車庫の屋根に太陽光発電設備を設置しようと考えていますが、補助対象になりますか。	申請者が居住する母屋に発電した電力が供給し自家消費されていることが確認できれば、別棟の車庫に設置する場合も対象となります。
3	新たに太陽光発電設備を導入する際に、既に住宅に設置されているパワーコンディショナを使用しても補助金は受けられますか。	対象外です。 補助要件で、導入する設備はパワーコンディショナも含め、未使用の設備としています。
4	既存の太陽光発電設備について、太陽光パネルのみの増設を考えていますが、補助金は受けられますか。	対象外です。 既存のパワーコンディショナ等の構成機器を引き続き使用し、パネルなどの一部の機器のみを導入する場合は、設備の要件である「未使用品であること」を満たさなくなるため、補助金を受けることができません。
5	定置用蓄電池と併設する太陽光発電設備について、持ち運び可能なモジュールは対象となりますか。	対象外です。 住宅用太陽光発電設備が長期的に設置されていることが要件であり、持ち運び可能なモジュールは設置として認めていません。
6	太陽光モジュールの公称最大出力（合計）が10kW以上だが、電力会社の設備認定は10kW未満の余剰買取区分になっている場合は対象になりますか。	電力会社による区分が10kW未満の余剰売電である旨を確認できる書類を提出できれば対象とします。 申請書の添付書類（太陽光のパネル合計が分かるもの）にその旨を記載し、実績報告時に根拠書類を添付してください。 根拠書類の例： ・系統連系に係る契約のご案内（写し） ※東北電力ネットワーク（株）発行で、発電者名義が申請者であるもの ・電力需給契約確認書（写し） ※東北電力ネットワーク（株）発行で、発電者名義が申請者であるもの ・資源エネルギー庁の発行する認定証明書（写し） ※申請者名義がわかるもの
7	FIT登録するものは対象になりますか。	全量売電するものでなければ対象になります。
8	JET認証以外にどの認証が対象になりますか。	国内認証機関（NCB）：JET、JQA、TUV、ULによる認証を想定しています。その他機関で認証を受けている機器を設置予定の場合は、事前に当課にご相談ください。
9	PPA形式※やリースにより導入する場合は対象になりますか。 ※発電事業者が太陽光などの発電設備を無償で設置して保有、管理を行い、需要者がその発電設備で発電された電力の自家消費量分を電気料金として発電事業者を支払う仕組み。	対象外です。 自身で設備を購入した際の費用に対する補助を目的としています。
定置用蓄電池について		
10	災害用、非常用電源として家庭用に使用するポータブル電源の購入を考えていますが対象になりますか。	対象外です。 定置用のみが対象で、ポータブル型は補助対象に含まれません。
11	現在蓄電池があるが、あらたに蓄電池を設置した場合は申請可能ですか。	・申請可能ですが、新しく2台目の蓄電池システム一式を新規設置するだけに限ります。（既存のバッテリー容量増設や改造はNG） また、過去に蓄電池で本補助金の交付を受けている場合は申請できません。